

宇和島市 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	戸籍システム
行政機関等の名称	宇和島市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民環境部市民課記録調査係
個人情報ファイルの利用目的	戸籍簿、戸籍附票の記録・管理・証明書を発行するため
記録項目	1. 氏名 2. 性別 3. 生年月日 4. 住所 5. 国籍 6. 戸籍の表示 7. 住所 8. 住定日、9. 民刑事項、10. 身分関係
記録範囲	宇和島市に本籍を有する者
記録情報の収集方法	戸籍法に基づく戸籍届出、他市町村、警察署、検察庁、裁判所からの通知 ○出生に関する届出、航海中の出生に関する航海日誌の謄本の送付、警察官による棄児に関する届出、届出(戸籍法第49～59条) ○認知に関する届(同法第60条～65条) ○養子縁組に関する届(同法第66～69条の2) ○離縁に関する届(同法第70～73条の2) ○婚姻届(同法第74条)、婚姻の取消し(同法第75条)、婚氏を称する届(同法第75条の2) ○離婚届(同法第76条、77条)、婚氏を称する届(同法第77条の2) ○親権及び未成年者の後見に関する届(同法第78～85条) ○死亡、失踪宣告・取消しに関する届、航海中の死亡に関する航海日誌の謄本の送付、事変による死亡、刑死・被收容者の死亡の報告(同法第86～94条) ○生存配偶者の復氏届(同法第95条)、姻族関係終了届(同法第96条) ○推定相続人の廃除・取消し(同法第97条) ○入籍届(同法第98条)、成年に達した子の復氏(同法第99条) ○分籍届(同法第100条) ○国籍の得喪に関する届、国籍喪失の報告(同法第102～106条) ○氏の変更届(同法第107条)、名の変更届(同法第107条の2) ○氏の振り仮名の変更届(同法第107条の3)、名の振り仮名の変更届(同法第107条の4) ○転籍届(同法第108条)、就籍届(同法第110条) ○既決犯罪通知書(犯罪事務規程第3条)
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	松山地方法務局宇和島支局
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)愛媛県宇和島市総務部総務課 (所在地)〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときは、その旨	含まない
備考	